

卒業の認定方針の策定・公表について

(卒業)

第23条 本校に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生に対しては、単位・卒業認定会議を経て校長が卒業を認定する。

学生便覧（Ⅰ学則、第5章卒業より抜粋）

(単位・卒業認定会議)

第12条 単位の認定及び卒業の認定を円滑かつ適正に行うため、学則第33条第5号に定める単位・卒業認定会議を設ける。

2 単位・卒業認定会議は、校長、副校長、教務部長、教務主任、実習調整者、事務長及び校長が指名する教職員をもって構成する。

3 単位・卒業認定会議は校長が招集し、議長となる。

学生便覧（Ⅱ諸規定、2成績評価、単位の認定及び卒業に関する規定、

(単位・卒業認定会議より抜粋)